

建 政 - 2 2 7 3

令和 6 年 3 月 2 8 日

各建設業関係団体の長  
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長

(公印省略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について (通知)

建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場への監理技術者等の設置を求めています。このたび、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、当該マニュアルのデータについては、国土交通省のホームページから取得することができますので、申し添えます。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

国土交通省ホームページ

ホーム > 報道・広報 > 新着情報 (報道発表資料) > 「監理技術者制度運用マニュアル」を改正しました～専任の取り扱いを明確化～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00228.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00228.html)

担当：秋田県建設部

建設政策課建設業チーム

TEL. 018-860-2425